

武雄市空き家等リノベーション補助金のお知らせ

市では、移住促進や空き家の有効活用を図るため、空き家のリノベーション工事費の一部を補助します。

■対象となる空き家・活用方法

自己居住用（改修後に自ら住む場合）

- ① 自己の居住のために取得した空き家
- ② 自己の居住のために賃借する空き家

シェアハウス等用（改修後に共同生活の場等として活用する場合）

- ③ 自己が所有する空き家
- ④ 自己が賃借する空き家

【活用例】シェアハウス、社員寮、学生寮、空き部屋の間貸し
※アパート、マンションは対象外です。

■対象となる方

居住のために取得または賃借する空き家の場合

市外から転入する50歳未満の方

所有する空き家をシェアハウス化する場合

市内に空き家を所有する方または事業者

賃借する空き家をシェアハウス化する場合

市内の空き家を賃借する方または事業者

【対象とならない方】

市税を滞納している方、生活保護を受給している方、
過去に本補助金の交付決定を受けたことがある方

■補助金額

上限100万円（対象工事費の1/2以内）

■主な要件・工事条件

施工業者 市内の事業者が施工する工事であること

事業期間 交付申請を行った年度内に改修工事が完了すること

併用住宅 店舗併用住宅の場合、居住部分の面積が全体の1/2以上であること

シェアハウス等の場合

賃貸住宅として使用し、入居者のプライバシーが確保されていること。また、入居者が共有できる居間・台所・洗面所・浴室等を備えていること

【対象とならない工事】

- ・DIYなど個人で行う工事（施工業者が伴わないもの）
- ・増築工事、外構工事
- ・エアコンなど、容易に取り外しが可能な機器等の設置

※申請手続きや詳細条件については、必ず工事着工前にご相談ください。なお、予算上限に達し次第受付を終了します。

詳しくは お結び課 ☎0954-27-7231



▲市移住支援サイト



マイナンバーカード時間外交付・休日開庁

平日の開庁時間にご都合がつかない方は、ぜひご利用ください。

■対象手続 マイナンバーカードの受け取り、申請、更新、
暗証番号再設定

■平日時間外交付

開庁日／毎週火曜日（祝日を除く）

時間／17:30～18:45

■休日開庁

開庁日／10月10日（土）、11月8日（日）

時間／9:00～11:45

※いずれも事前予約が必要です（電話予約のみ）

ご予約の際は、下記までご連絡ください

詳しくは 市民課 ☎0954-27-7113



水道管を清掃します

若木町・武内町内の水道管本管の清掃を下記の日時で実施します。

■場所及び日時

・若木町 10月15日（木）22:00～16日（金）5:00

・武内町 10月22日（木）22:00～23日（金）5:00

■作業中の注意事項

- ・水道を使わないでください。（赤水が出る恐れあり）
- ・温水器や給湯器などを設置している場合は、メーターBOX内の止水栓を閉めてください。
- ・受水槽タンク入口のバルブは閉めてください。

※清掃終了後、しばらく赤水や気泡が混じった水が出る場合があります。濁りが取れない等、使用水道に異常がある場合は下記までご連絡ください。

詳しくは 佐賀西部広域水道企業団 工務二課
☎0952-68-3139

マイナポータルアプリは「マイナアプリ」に

8月25日から、「マイナポータルアプリ」は「デジタル認証アプリ」の機能と統合され、新名称「マイナアプリ」へ大幅リニューアルされました。

■マイナアプリとは？

「マイナアプリ」は、マイナンバーカードを使った本人確認や、マイナンバーカードの機能をスマートフォンで利用できるアプリです。

■利便性が向上しました

「デジタル認証アプリ」が統合され、このアプリ1つで行政手続きだけでなく、民間サービスの本人確認もできるようになりました。スマートフォンにマイナンバーカードの機能を登録すれば実物のカードをかざさず、スマートフォンのみでログインや本人確認ができます。

※お持ちのスマートフォンの機種によって使える条件が異なります



▲デジタル庁
ホームページ

詳しくは 企画政策課 ☎0954-23-9325